

第15回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成12年9月6日(水)

午後1時30分から

場 所 ホテルセナリ-静岡5階「セナリ-ルーム」

1 開 会

2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 清水市長 宮城島 弘 正

3 協 議

(1) 第2期協議の進め方について

(2) 基本項目等の協議

(3) その他

4 閉 会

開 会

事務局 本日は大変お忙しい中、また暑い中、御出席をいただき、ありがとうございます。ただいまより第15回静岡市・清水市合併協議会を開催いたします。

なお、本日の傍聴者は報道15社35人、市議会議員27人、一般傍聴122人、合計184人となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、会長であります宮城島弘正清水市長よりごあいさつを申し上げます。

会長あいさつ

会長（宮城島弘正清水市長） 委員の皆様には暑い中、またお忙しい中御参会、まことに御苦勞様でございます。また傍聴者の皆様にも、まことに御苦勞様でございます。

申し上げるまでもなく、前回からいよいよこの合併協議会も第2期協議に入ったわけでございます。前回は2期協議の進め方などについて、皆様方からさまざまな御意見をいただきました。その御意見を踏まえて、いよいよ本日から具体的な協議に入って行くという段階になっているわけでございますが、この地域の将来にとりまして大変重要な問題でもあり、また市民生活にとりましても関わり合いが深く、かつ関心の高い項目でございます。これから協議をいただく1つ1つの項目が、合併の是非判断の材料にもなるわけでございます。闊達な御意見をお願い申し上げるところでございます。

また、この協議会自体は、静岡の市長さんも言うておられますが、両市にとりまして歴史的な課題でもあります。この両市の将来の方向を決める、今が大変重要な機会ということでございます。これらのことを十分御理解いただいているわけでございますが、本協議会の進行に御協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、委員皆様方の活発な意見の交換をお願いいただき、実りある協議会にしていきたいと思いますので、どうぞひとつよろしくようお願い申し上げます。

事務局 それでは早速会議に入らせていただきます。報道関係の方々には定位置へをお願いしたいと思います。

それで、きょう御出席の皆様には、大変暑いですので、上着などはとっていただいて結構かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは始めさせていただきます。本日の会議は、委員39名全員の出席をいただいております。規約第10条第1項の規定による委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしております。

本日の議事日程はお手元に配付してございます会議次第に従いまして進めてまいります。議事進行は規約第10条第2項の規定に基づき、会長が議長となっていくこととなっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

第2期協議の進め方(1)

会長 それでは早速協議に入りたいと思いますが、最初に第2期協議の進め方について

を議題とさせていただき、事務局からまず説明を求めたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは第2期の協議の進め方につきまして、説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

第14回の合併協議会における協議事項といたしまして、第2期協議項目及び協議の進め方につきまして、1番目には、第2期の合併協議項目は、原則として基本項目、法による特例項目、新市建設計画及びすり合わせが必要な項目とする。2点目ですが、協議会は協議全体にかかわる総論及び決定について協議を行う。3点目は、必要に応じて部会を設置するものとし、部会は協議会から付託された事項について調査、研究、協議会への原案づくり等を行うものとする。それから4点目には、協議期間は2年を目標とし、能率的、効果的な協議に努めるものとする。ただし、協議状況により変更、繰り上げとか繰り延べを行うものとする。以上の4点が確認されております。

これらは今後の協議の中で、協議会と部会の関係について、簡潔に記述させていただいているものでありまして、まずすべての項目について、協議会の場において、委員さんから御意見を伺い、それを部会協議に反映させていくというシステム、また決定権はあくまでも協議会にあることを明記いたしております。

こうした能率的、効果的に協議を運営するために、2年間の協議をどの程度のスケジュールを想定していくのか。そして12年度は何をどのように進めるかにつきましては、2ページをごらんいただきたいと思います。

第2期協議項目と協議手順について、第14回合併協議会において、委員の皆様からさまざまな御意見をいただく中で、1つには、基本項目については、協議会で協議していくこと。2つには、法による特例項目や新市建設計画、すり合わせが必要な項目については、事務局が協議材料としてのたたき台を示して検討していくこと。3点目には、新市建設計画につきましては、協議の進捗状況に応じて、部会の設置をしていくことなどのことを取り入れまして、12年度におきましては、主として基本項目と法による特例項目について、そして本年度と次年度の2カ年にわたりますけれども、新市建設計画とすり合わせが必要な項目について、協議を進めたらどうかと考えております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。事業計画で既に御承認いただいているように、本年度は6回程度の協議会開催ということでございまして、8月2日開催の第14回、本日が第15回、16回以降はごらんのとおり、11月13日、12月22日、平成13年に入りますけれども2月23日、3月23日の開催を予定させていただいております。

各回ごとの協議項目につきましても、2ページでお示した手順に従って協議を進めていくものとなっておりますが、本日の協議会では2期協議の進め方としての協議手順、さらにはスケジュールを確認していただきますと、次に基本項目の協議に入っただけだと考えております。この中でも協議手順に最も影響が大きい項目として、合併の方式を

まず最初に協議していただき、その他の項目についても、委員さんの協議の中で、その順番を含めて協議していただけたらと考え、このような表記をさせていただきました。

5つの基本項目の協議項目を順次協議し、合意点が見出せない項目につきましては、さらに16回、17回と協議を積み重ねて、本年度中にはまとめていけたらというスケジュールになっております。

次に、新市の建設計画につきましては、次回の協議会において策定方針を協議していただき、部会を設置し、委員さんに所属部会の希望を伺いながら、原案づくりに入っていただくなどの協議を考えております。新市グランドデザインの際には、築く「都」のデザイン部会、暮らす「人」のデザイン部会、栄える「市」のデザイン部会、満たす「市政」のデザイン部会の4部会を編成して協議してまいりましたが、今後も同様にしていくのかどうか、御検討していただきたいと思っております。

第17回の協議会では、法による特例項目を協議していただきたいと考えております。これは事務レベルにおきます関連事項の調査などを踏まえまして、1点目には、合併方式により大きく変わりますけれども、例えば新市建設計画をより適切に実行できるようにするために、合併前の議会の議員が、合併後も引き続き議員であることを一定期間保障するための在任特例、定数特例、2点目には、現状で2つございます両市の農業委員会の委員さんの取り扱い、3点目には、事業所税など、清水市側で新たに課税するかどうかの不均一課税など、地方税の取り扱い等を考えております。

さらに18回の協議会におきましては、法による特例項目、条例とか規則の取り扱いや、組織、機構などのすり合わせが必要な項目の方針協議。続いて第19回には、これらと基本項目の取りまとめ、新市建設計画の部会中間報告などを考えております。

以上、これまで申し上げましたとおり、2年を目標といたしまして、能率的、効果的な協議に努め、協議状況によっては協議項目の繰り上げ、繰り延べを行うなどを基本に、12年度スケジュールの説明をさせていただきました。以上でございます。

議長 ただいま事務局から第2期協議の進め方につきまして、前回皆さん方に御協議をいただいたようなことを踏まえて、事務局案としての提案説明がありました。御意見、御質問などがありましたら、発言をお願いいたします。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長） 静岡の織田でございます。前回、合併協議会のときに資料提示をお願いさせていただきました。きょう当日の配付資料にはございませんけれども、この間に先進市の事例ということで、鹿島町、大野村、それから秋川市、五日市町等の事例をいただきました。本当にありがとうございました。この合併協定書並びに新市の建設計画が、規模こそ違いますが、このようなものを参考にさせていただきました。非常によく、これが我々の合併協議会のこの2年間の協議をする出来姿なのだということを確認させていただきました。ありがたいというふうに思いました。

多分、皆さんがこの合併協定書並びに建設計画を見て、これを2年間でつくらなければならないという認識ができたかというふうに思います。ということで、これからこの2年

間をかけて、建設計画、協定書を結ぶ原案をつくるということで、この2年間積極的な議論をしていき、またこの合併協定書並びに建設計画を1日も早く市民に提示することが我々の責任だというふうに認識をさせていただきます。

ということで、本日基本項目を決定するというので、ぜひ合併の期日を決めていただかないと、合併の方式等々もスケジュールにのっとっていけないのではないかとというふうに思いますので、合併の期日を大重要項目として取り扱っていただきたいというふうに、私の方から提案させていただきます。お願いします。

石津耕三委員（静岡市議会議員） 静岡の石津でございます。今回、第2期協議の進め方ということで、事務局の方から御提案いただきました。実は前回のときも私の方で事務局にリクエストさせていただいたんですけれども、ちゃんとしたフローチャートをつくって進めていかなければ、議論があっちへいったり、こっちへいったりというのになりやすいということで、フローチャートをつくっていただきたいということで提案させていただきました。

今回、本当に大きくりなというか、2ページですね、それと本年度の3ページのスケジュールということでありますけれども、いわゆる2年間の中でどういうふうに進めていくかという中で、進め方の基本の中で、第4番目に、能率的、効果的な協議に努めるものとするというふうに書かれておまして、これは大賛成なんですけれども、そういった面におきましては、やはりきっちりしたフローチャートをつくっていく。

今回は1期と違いまして、さまざまな分野が入り交じっておりますので、単純な、これを決めたら次これ、これを決めたら次これというようなわけにはいかずに、並行的な議論も必要となりますけれども、それをちゃんときっちり仕分けしたような意味でのフローチャートをぜひ考えていただきたい。委員がつくれといえ、自分でもたたき台をつくるぐらいのつもりはありますけれども、そういった意味では、公平な意味での事務局の考えたフローチャートをぜひ出していただきたいというのが1点です。

それから今、織田委員が言われたように、協議期間の部分で、やはり2年を目標とするならば、その間に市民はどういうふうな形で関わってくるのか、情報は市民にどういうふうな形で与えていくのか、あるいは市民から意見をどの時点で聞いていくのかということまでも、やはりそのフローチャートの中に組み込んでいただきたいと思っております。

もう1点は、第16回の11月13日のところに書いてありますけれども、新市の建設計画策定基本方針の協議ということに入っていきような段階になりますと、じゃいつの時点から10年間の建設計画を立てていくのかということも、その中では一番基本的な項目になると思いますので、そうすると合併の期日はいつからかということも、その前段で決めていかなければならないと、そういうふうなことも含めまして、ぜひとも再度リクエストするというか、私だけがリクエストしているならば結構なんですけれども、ほかの委員の皆さんもそういう意見をお持ちのように聞いておりますので、ぜひともお考えいただきたいと思っております。以上です。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） この場面で質問してもいいのかどうか、ちょっとわからないんですけども、前回の第 14 回の合併協で私の方から提起させていただいた政令指定都市を目指す公的機関を設置していただきたいと。この中でもいいし、これ以外のところでもいいんですけども、それについての結論というふうなものを私はいただきたいと思うんですが、前回、他の議員から、それはもう既に終わっているよという話だものですから、今まで第 1 期の協議の議事録をすべて見たんですけども、第 2 回の合併協でかなり議論になっているわけですね。

私自身が提起させていただいたような問題も、この中に触れてあるわけですし、その中の一文を紹介してみますと、市民に対しても、政令指定都市というものがどういうものなのかということも、やはり認識してもらう必要があると。こんなことも踏まえて考えますと、私はこの政令指定都市というものの実現に向けた議論というか検討が、やはりどこかの場できちとなされていくことが必要だというふうに考えます。

そういう意味合いで、一気に政令指定都市にならなければ、全部だめだという、私は決してそうではないわけですけども、目的としてそこを置いていくのか、それとも単なる合併で絵を書くのか、ここは大きく違うものですから、そういうふうなものをどうしていくのかという結論をぜひいただきたいというふうに思います。

それから、そういうふうなもろもろのことを踏まえて、建設計画ができるわけですから、そういうふうなものを見た上でないと、なかなか合併の期日というものは、私は決まらないんじゃないのかなというふうに考えております。この場面の質問がいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、以上でございます。

議長 少しいろいろ皆さんの意見を伺いながらと思いますが、岩ヶ谷委員さん。

岩ヶ谷至彦委員（静岡市議会議員） ただいまそれぞれの方が御意見を申し上げたわけですけども、今回私は初めてこの合併協議会の委員とさせていただきました。それで前回、私自身も初めてのことで、あまり最終的な結論的なものを確認するということをしませんでした。というのは、会長である宮城島市長が最後の確認をされて、それで終わったというふうに私たちも承知しているところでございます。その後、両市の合併協議会の事務局の方へ、前回私は出たけれども、最終的に宮城島市長が会長としておしゃべりになって、それでもって確認をしたように伺うけれども、一体何をどのように決めて、どのようになったのかということが、よく理解できなかったという投書がきているように、私は伺っております。

今回、この進め方について、この問題点がどうのこうのということはありませんが、その都度、その都度、きょうは何が決まったということでもって、市長、会長さんが後ろの事務局に対して、この項目とこの項目というぐあいに確認をとっていただくと、きょう御参加されている市民の方々、傍聴の方々も、自分たちが何を話をされて、何がどのようになって、私たちは帰って市民にこのように話ができるというふうになってまいりますので、その辺はぜひ今日の会議の中での最終的なところでもって、事務局とのすり合わせをして

いただいて、私たちに簡単なメモで結構でございますので、確認事項を4点、5点、6点というぐあいにして出していただけたら、ありがたいというふうに思います。

議長 この岩ヶ谷さんの意見についてはごもっともだと思いますので、これから十分この運営に注意をして、当たっていきたくて思っております。

全体として、この協議の進め方とか、手順、スケジュール等についてはいかがでしょうか、2期協議の。

青島廣幸委員（静岡商工会議所副会頭） 私もいろいろ協議の進め方ということで、前回、それからきょうの冒頭ございましたけれども、やはり逡巡していることなく、話を進めるためには、この合併の方式と、それから今言う建設計画を立てる期日、合併の期日、仮の期日でいいですね。それを定めませんと、話が進まないんじゃないかというふうに思っております。

それから今、吉岡委員の方からお話のあった政令市の問題ですけれども、これはもういわゆる暗黙の了解というんでしょうか、将来それに進むということは、皆さん御了解されている、皆さんというか、九十何%の委員の方が御了解されていると思いますので、それは後の話として、今この合併協議会としては、この2つの合併ということについての議論を闘わせるわけでございますので、できるだけ早く、やはりこの合併の方式、それを決めていきませんと、次の段階へ入れない。そしてその合併の大体の仮の期日ですね、それがないと建設計画が立てられないということでございますので、そういった意味で突っ込んだ話し合い、またそれぞれの御意見を闘わせて会議を進めていただきたい、そんなふうに思います。

太田貴美子委員（清水市教育委員会委員） 清水の太田でございます。ただいま青島委員さんからの御意見で、政令指定都市を展望に入れてということは、暗黙の了解だということで、それは確かにそのとおり、第1期の委員を務めました皆様も、それを展望に入れての新市建設計画をつくりましたわけですが、今度第2期に入って具体的にになりますときには、やはりそれがしっかりとこの協議の俎上に乗ってきませんと、それは横に置いて、暗黙の了解で両市が合併をすればいいんだと。しかし、合併したときに、いつまでたっても政令市は見えてこなかったというのでは、やはり市民に対してこの協議会のまちづくり論としての結論が、皆さんにお示しできないんじゃないかと思えます。

そういう意味でやはり、先ほど吉岡さんがおっしゃられましたとおり、この協議会の中につくればいいのか、また別の団体でつくればいいのか、わかりませんが、やはりそこは皆さん協議していただきまして、何とかこの政令市問題を検討する、推進するといいますが、そういう専門委員会のようなものをぜひお考えいただいて、それもやはり並行していきませんと、静岡、清水だけの合併では満足しないという、それだけだったら別に清水だけで頑張った方がいいと思っていらっしゃる方も、かなり大勢いらっしゃると思います。ですから、そこをきちっと、やはり少しでも働きかけをしたり、そういうことを考える委員会のようなものを設置していただいた方がよろしいと思うんですが、また

皆様の御意見を伺いたいと思います。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） そのとおりだと思いますけれども、清水市の皆さんから、大方の皆さんが、前期の中間地点で、清水市さんの要望として、たくさんの項目が、要望事項が出されました。そのときの一番主題は、やっぱり政令指定都市を目指すんだということがありました。私ども静岡市も大方賛成はしていたんですが、我々が今あずかっているのは、合併をするかしないかの協議会だということの中で、政令市まで踏み込んでいいのかなという意見もあって、そして各部会の中で、第3部会だったと思いますけれども、その中には政令指定都市を目指していこうということは入れさせていただきましたが、この協議会の中に政令指定都市を目指す委員会をつくっていいのかどうかということは、私はそこまでこの協議会が市民の皆さんからあずかってはいないというふうに思うんです。

当然、それぞれの皆さんの中には、一緒になって、そして政令指定都市を目指す、私自身はそう思っています。皆さんはどうか知りませんが、当然そういう気持ちはあるんですけれども、その委員会、あるいは協議会をこの中につくって、市民の皆さんに了解がいただけるかどうか。その辺が非常に問題があるので、暗黙の了解という青島さんの意見につながってくると思うんですけれども、どうでしょうか。その議論は、また後にさせて、私はこの12年度の協議スケジュール案、これで12年度は結構だと思います。以上です。

青木一男委員（清水市議会議員） 事務局の方から、スケジュール案について提示されたわけでございますけれども、大方は私ども賛成させていただきます。その中で、やはり基本項目から入ると思うんですけれども、どちらにしても合併の方式論を皆さんに論じてもらわないと、次へ進まないような感じがいたします。

と申しますのは、やっぱりこの方式というのは、編入方式をとるなのか、対等なのかということで、大きく議論が変わってきてしまいます。私ども1期の皆さんの議論を重ねた中で理解しておるのは、そういった前提も踏まえて、1期が進められたんじゃないかなという受けとめ方をしておるわけです。そんなことで、限られた時間で、やはり密度の濃い議論を重ねていくということになりますと、基本項目から1つ1つ、皆さんの意見をいただきながら固めていくということが、大事じゃないかなと私は思っております。

先に結論から申し上げて大変失礼だと思うんですけれども、その前に、この事務局提案で資料を私どもいただいておりますけれども、資料の説明を先にいただいちゃった方が、私よかったんじゃないかなという感じがしております。

特に私が目を通させていただいて、8ページですか、「合併の方式による影響について」、こういう活字にされて、私どもに見せられたわけなんですけれども、これも恐らく合併特例法の条項の文言の抜粋のような感じがするんです。あれ、とらえ方によっては大丈夫かなという感じがしたものですから、ちょっと注文をつけさせていただきますけれども、特に「新市の名称等、全く新しい市名をつける場合が多い」、こういう表現なんですけれど

も、どうなのかなと思うんですよね。やはり合併特例法の中の条文を読んでいますと、とらえ方がちょっと違うような感じがするんですよね。「全く新しい市名を新たに決定する」とか、そういった文言のような感じがするですよ。

注文つけるときりがないんですけど、編入合併の方もそうですよ。「編入した市の法人格はそのまま」とか、いろいろありますよね。「編入される市の法人」とか、それも文言を抜粋したということになると、これ、とらえようによっては、間違いではないんですけど、「編入した」という言葉の方が、私は正しいんじゃないかなという受けとめ方をしています。特に「編入した市の」ということになりますと、とらえ方が違うですよ。「編入される」というと、いかにもされちゃうんだというような感覚になっちゃうんですけども、「編入する市」というような、そういうとらえ方をした方がいいんじゃないかなと、私なり感じたわけです。その辺は改めるとは言わないですけど、ちょっと注文つけさせていただきます。

と同時に、最終的な、この中で新市の建設計画、「合体合併の場合には新市が進むべき方向等を明らかにする」と言ったら、これも合併特例法によりますと、第5条ではっきりうたっているんですよ。「市町村の建設計画は、おおむね次に挙げる事項について政令で定めるところにより」と、はっきりうたっているです。そうしますと、ここはうたっていないですけど、前文にはうたっているところもあるんですけど、やっぱりこういったことを抜粋していると思いますから、こういった「静岡市及び清水市の条例規則はすべて新たに定めることとする」、その下に「新市が進むべき方向等を明らかにする」、抽象的な文章になっちゃっているんですけど、そういったことじゃなくて、正確に条文を抜粋したのであるならば、第5条等を要約して、1つとして、やっぱり合併市町村の建設の基本方針とかうたっているわけですよ。2番目としても、事業に関する事項とか、3番目、公共的施設の相互整備に関する事項、また4番目にも、合併市町村の財政計画、はっきりうたっていますよね。ぜひ私はこうして活字にするときは、うたっていただければと思っています。

議長 ちょっと悪いですが、あなたの意見は合併の方式に入っちゃっている。だからちょっとこれは少し後回しにしてもらって、後でどうせ方式に入っていくでしょうけど、進め方とスケジュール的なこと、まずこれを決めて、そしてその次に合併の方式や、今言ったようなことについて入っていくときに、この資料の説明をするつもりでおりましたから、ちょっと少し。

青木委員 済みませんでした。その辺は訂正させていただきますけれども、ぜひ気を付けてほしいということを申し伝えておきます。よろしくをお願いします。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） スケジュール、進め方で、いろいろ堂々めぐりをして、前へ進みません。で、1期協議の上に立って2期協議、きょうはもう既に2回目、本年度はあと5回しかないわけですね。基本項目は非常に両市にとって大切な、また大事な慎重を要する議論もあるわけですので、先ほど事務局よりの提案で、とりあえず基本項

目の中の合併の方式、これらについて、ひとつ会長さん、進めていただくようなお取り計らいをぜひお願いしたいと思っております。こちらで。

金子昌義委員（清水市議会議員） 清水市の金子でございます。今冒頭に吉岡さん、あるいは青島さん、太田先生から政令指定都市の問題が出てまいりました。これは非常に私は大切なことで、やはり十分議論を尽くしていただきたい。あうんの呼吸ではなくて、暗黙の了解ではなくて、はっきりした形で進めていただきたいと思っております。

ここに、合併協議会が両市の議会で議決をされたときの議事録を私はもっておりますが、市長の意見書の中にも、ちゃんと政令都市化を推進するというふうになってございますし、私が賛成討論の中で、政令指定都市を目指して新市形成を切望いたすものであると、これを冒頭に申し上げてきておるわけでございます。それから、途中から合併協の委員にさせていただきましたけれども、その中でときどきこの話は出てまいりました。全く固まった話と申しますか、ちゃんと理論づけた話まではいっておりませんでしたけれども、その機会がきつくるのではないかと、私は思っておったわけでございますが、今回ぜひそれを取り上げていただきたいと思っております。

私は 11 期の議員生活をさせていただきましたけれども、振り返ってみますと、静岡両市の合併問題が盛り上がってきた時代は 1960 年代に 1 度、そして 2000 年の今日であります。全く歴史的な課題であると言わなければならないと思っております。前回は合併問題の 1 つの論点は、合併イコール政令指定都市化であったと記憶をいたしますが、清水側の委員さんから、政令市問題を協議会で取り組んでほしいという発言が、たくさん出ておりましたけれども、これも歴史の必然ではないかと私は思います。

この問題をここでうやむやにしないで、市民から合併協議会の委員としての使命感が欠けていると思われぬように、しっかりやらせていただきたい、やっていただきたい、そう思います。事務局提案のスケジュールはスケジュールとして、議論をしまいらなければなりませんけれども、政令市問題についても、合併協議会の協議事項として付け加えていただくことを要望いたします。以上です。

第 2 期協議の進め方(2)

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水の西ヶ谷です。私は 2 期協議を進めるに当たりまして、前回は意見を述べさせていただいたわけですが、今出ております織田さん、それから青島さんや、清水の青木さんの意見については、私はそういう時期ではないというふうに考えています。ですから 2 期協議は、合併を前提とした協議であることは、もうはっきりいたしておりますので、市民的に見て、今そういう時期なのかどうかといたしますと、私はそうではないというふうに見ています。

なぜならば、タウンミーティングや地区説明会の中でもそうでありますが、1 期の大事な課題になって、市民に提起をさせていただいたグランドデザインそのものは、多くの市民の皆さん方はわかりにくいし、わからない。それで合併した後のまちとして、それが判

断できるかどうかという、判断できないという意見が大変多くあったことは、委員の皆さん方も御承知のとおりであります。ですから私自身としては前回、その基本項目の協議に入る前に、しっかりグランドデザインをもう少し落とし込んで、わかりやすいものにして、市民に示すべきである。それが今合併協議会がやるべきことだというふうに思っておりますので、前回もそういうふうに言わせていただきました。

ですから、そういうふうに進めてもらいたいということと含めまして、今出されている政令市問題であります。私自身の考え方としては、今お話をさせていただいたものと同じように、まちづくり論の1つとして政令市問題があるということは、はっきりいたしておりますし、同時に静岡合併だけではなくて、政令市に向けてやるんだということになりますと、今までよりも大きく方向転換という問題も、必ず出てくるというふうに思うんです。ですからその点では、合併協議会の運営として十分協議をさせるというように、取り計らっていただきたいというふうに私は思っておりますので、ぜひそういう議論も含めて、基本項目の前に進めていただきたいというのが私の意見です。

田中敬五委員（清水市議会副議長） 政令市の問題、いろいろ出ているものですから、ちょっと考え方を述べたいと思うんですが、要は我々これまでグランドデザインという、いわゆるまちづくり論を議論展開してまいりまして、この第2期に入りまして、よりそれを具体的にしていこう。これは建設計画になると思うんですが、そういった意味では、条件設定として、合併の方式とか、期日とかを含めて、まずそこら辺から1つ1つ議論していこうと。あくまでも最終的にはまちづくりとしての最終判断といいますか、判断材料を提供して、合併の是非というものを求めていこうと、これが1つの流れだと思うんですよ。もう一方では、今出ているように、政令指定都市問題ですね。いろいろ議論経過の中で、これをどこに位置づけるかということで、ビジョンなり、計画の中に、政令市への移行を展望しつつというふうな表現になってきたと思うんですよ。

ところが、今出されているように、最終判断、最終段階になったときに、一方ではまちづくり論としての合併の是非というものが、判断材料として出てくるんですが、現実問題として、じゃ政令指定都市という部分での判断というものも出てくると思うんですよね。ですから今、吉岡さんが言われたように、それを議論する、合併協の中がいいのかどうか、これから詰めなきゃいかぬと思うんですが、最終的にそういう判断材料を提示していかざるを得ないような状況を想定した場合には、何らかの形でこの政令指定都市の議論というものを展開していく、あるいは研究、検討していくことが必要じゃないのかなというふうなことを思っております。

ですから、そこら辺も踏まえたこれからの議論の進め方をぜひ、今具体的に提案はできないんですけども、そういうテーブル設定というものをぜひ頭に入れながらやっていってもらいたいし、その今まで我々やってきた、それからこれからやる部分は全部えぐっちゃって、政令指定都市独自のことをまず先行してやれとか、そういう意味ではないわけでごさいます、並行的にその議論が展開できれば一番いいんですけども、いずれに

しても最終的には、そういうまちづくり論としての合併の是非、もう一方では現実問題として、その政令指定都市としての合併の是非というものが出てくると思いますので、そこから辺ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

佐野慶子委員（静岡市議会議員） 第2期協議の進め方について意見を述べる前に、私前回のとき、第14回の合併協のときにも大変気になりましたけれども、また今回、この政令指定都市問題というのが出ておりますので、そのことに3点ほどコメントを加えさせていただきますましてから、協議についての意見を述べさせていただきますたいと思ひます。

まず政令指定都市の問題、きょうも4人の方から提起をされているんですけども、今はっきりしておりますことは、市民の中では、この合併協では結論が出る方向性というのは2つですよね。それは、1つは、中核市静岡と特例市清水がこれから以降も協力をし合っていく道、つまり合併をしない道です。もう1つは、合併して人口71万人の中核市になること、このことだけがわかっていることだろうというふうに思ひます。

その上で実際には、御意見をおっしゃっていらっしゃる皆さん方もそうだと思うんですけども、自治省は要件緩和というふうな、つまり100万に満たなくても政令指定都市へいくことについては、なかなか色良い返事はしてくれなさそうだというふうなことも思ひてらっしゃるだろうし、つまりあんまり政令指定都市が、2市だけで展望があるというふうに思ひてらっしゃる方も、少ないのではないかと思ひます。市民レベルでも。また、もう一方では、市民の中にも、そんなに今の都市制度の中で、政令指定都市を美化していいのかなという、都市制度の劣化の問題というの、非常に懸念している向きがあるわけです。

そういう中で、私はこの第2期協議の合併協の役割というのは、協議の中身に入りますけれども、実際にはこの両市の市民が合併の是非を判断できる資料、それは例えば是の資料もありましょう、あるいは非の情報というのもあると思ひます。それをすべてこの協議会の中に出し切っていくこと、これが1つと、もう1つは、先ほど石津委員さんからも御意見がありましたけれども、非常にフローチャートという平たい言い方をされましたけれども、実は2年間ただただではなく、節目節目のところでは合併の是非について、市民の皆さんが要望や意見を言えるような、そういうふうな機会を合併協が積極的につくっていくことが必要だろうというふうに思ひております。

その上で、先ほどもあきる野市と、それから鹿嶋市の資料の提供の問題がありましたけれども、この問題については、詳しくは合併の方式のところでは議論をさせていただきますたいというふうに思ひますけれども、私は新設という、つまり対等といつても、編入といつても、随分幅があるものだなというのが、実感として大変感じました。つまり対等という形式でも、限りなく編入に近いものもありますし、その議論はまた後で、方式のところでは議論させていただきますけれども、いずれにしても、両市から出されました新市建設計画に必ず必要なものとして、先ほどは要件というふうなお話が、基本方針というお話が出たんですけども、その前に必ず合併の必要性、この項目が一番最初、新市建設計画の中

には出てくるわけです。

あきる野市の場合には歴史的経緯、生活圏の一体化と住民ニーズの高度化、あるいは自治能力の向上、こんなような形が合併の必要性という項目で語られているわけです。当然鹿嶋市も、あるいは先ごろ協議がまとまりました田無市、保谷市の問題もそうですけれども、必ずこの必要性というところが議論になるわけです。ですから必要性、不必要性の議論というのは、私はこの合併協の中でしっかりとする必要はあるだろうというふうに思います。

その上で、第 14 回の合併協以降、非常に、我が市の市民からもそうです。清水市の市民の皆さんからも、たくさんお手紙やお電話を私はいただいております。それはなぜかといいますと、私は両市のこれからの都市発展にとって、合併の方向ではなく、両市がそれぞれ生き抜いていくということが、これからの都市の生き方としてはよろしいのではないかという考え方を持っているからだろうというふうに思いますけれども、この議論も、合併が不必要であるという根拠については、これから以降の合併協の中で明らかにさせていただきたいと思いますので、ぜひ皆さんも、必要だと思われる方は、その必要性についての議論というのを大いに闘わさせていただきたいというふうに思います。以上です。

岩ヶ谷委員 ただいまいろいろな方々が御意見申されました。私も初めてのことで、それこそ戸惑いもございますけれども、自分なりによそに行ったり、新聞見たりということで勉強したことは、前回述べさせてもらいましたけれども、私の認識が間違っていないければ、私が 43 のときです。このときにたしか静岡、清水合併の話が起こったように思います。佐藤虎次郎さんがたまたま清水の市長でございました。私がなぜ覚えているかということ、その次の年に私が結婚したから、それで覚えております。

そんなことを考えますと、それから三十有余年たつわけですから、その間に静岡、清水が、この港を持つ清水、文化と香りのある静岡、これが一緒になったら、どれくらいの力を発揮するかということは、今までも市民の方々、また経済の方々はいろいろ思っていたわけです。しかし、その土壌がなくて今まできたのが現実でございます。ですから私たちは、先ほどから話になっているように、政令指定都市を見据えてこなかったでなくて、政令指定都市は当然見据えてきたわけなんですよ。

ですから、今日本の中にも六大都市と言われるような、大きな自分たちの地域で権力を持ったような各都市があるわけですが、そうした中では、やはり静岡も中核市というのはある一定の 1 つのスタンス、そのステップであって、その中には中核市だけでなく、政令指定都市に向けた、清水を合併しながら、そしてまた清水とお互いに手を結んで、また焼津、志太、藤枝、向こうの方にも当然手を差し伸べなきゃならないでしょうと、こういうふうに思うんですね。これはだれも皆わかっていることなんですよ。ただ、それをいつどのような時期に、どのようにしてやろうかというのが、一番問題なんです。

ですから、私は前回も話をさせていただきましたけれども、政令指定都市は確かにランドデザインの中にも出ておりますけれども、今回私たちが、鈴木委員が言われたように、

今この場でもって政令指定都市を本当に自分たちが論議するだけの権限を与えるかどうか、これが問題だと思うんですね。前回の1期のときには、グランドデザインをつくるということでもって、政令指定都市のイメージがあったわけですが、今回はもう一歩中に踏み込んで話をしていくわけですから、政令指定都市がいいのか、どうなるのか。それを論議している間には1年は簡単に過ぎてしまいます。その次の1年でもって何をしましょうか。またこれ期限が切れます。そうしましたら、その後何が残りますか。そうしたら夢と希望を持って、これからやっていこうとしている自分たちの協議そのものすらが、なくなってしまうかもしれません。

そんなことでもって、実際に私たちは協議の委員として、それでいいのかどうなのかということをもとに考えていただきたいというふうに思います。協議をすることは必要なんです。だけでも今の段階で何を論議するかといいますと、私は素人ばったくて申しわけありませんが、与えられた任務は、自分たちが静岡と清水の合併のために、まず第2期のスケジュールの中で何を取り上げていくかということになると思います。私はそんなことを考えますと、今回、きょうこの場でもって、まず合併に対するその方式、方法、そうしたものをまず論議しながら、期日についても、やはり論議しておく必要があるというふうに思います。

それで、なおかつ政令指定都市について論議をする場合には、この中でもって別の角度で論議するのかどうかを、もう1回再確認をしていただいたらどうかというふうに思います。以上でございます。

片平博文委員（清水市議会議員） 清水の片平でございます。私は、まずこの協議手順の案なんですけれども、この基本項目の中に合併の期日というものが載っております。合併の期日も、ひとまとめにして平成12年度ということでございますが、やはり住民発議によってでき上がった合併協でございますので、これはあくまでも市民啓発、あるいは番に載っております市民啓発、意見、意向の把握等と、こういったものをした上で、この期日を決めていくのが筋ではないかというふうに私は思います。

やはり住民の意向というのが、合併協議会で住民の皆様には十分協議をした内容を、しっかりと判断材料として与えられるかどうかというのが、この合併協における1つの大きな使命でもありますし、それをしっかりと提供した後に、市民の意向を聞いて、その上で期日を決めるというのが、やはりやり方ではないか。まず期日を決めることが先決だというような御意見もございましたが、これは一方的にやはり上からの押しつけのように感じざるを得ないような住民の反応というのが、出てくるのではないかというふうな感じもするわけでありまして、この辺について、ぜひ御検討願いたいなというふうに思います。

もう1点は、先ほど政令指定都市を云々という、こういう話がございました。私も視野に入れてということで、当然やはりこの合併協議会というのが設立をされてきているというふうに思っておりますので、この中で協議するということについては、非常に枠が大きくなってしまって、まとまりがつかないだろうというようなことから、ぜひ併設をした形

の中で、これも検討、協議をしていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、この辺についても御検討いただきたいというふうに思います。以上です。

議長 吉岡さん、最初の問題のときから、ぐるぐるいろいろ回ってきたけど、もう1回どうですか。

吉岡委員 佐野委員さんの方から2つの選択肢ということで、合併しないのか、あるいは合併して中核市になるか、どちらかではないかと、こういうお話だったんですが、私は合併して政令指定都市を目指さなければいけないだろうなと。

その理由は、政令指定都市になると、何かすばらしいものができるというふうな夢を描いているんじゃないで、今のまま、例えば10年後、20年後を見たときに、あまりいい社会になってないと。それはどういうことかということ、高齢化がどんどん進んでいきます。税制にしても、企業にしても、今までのバブルのような時代はもうないであろう。しかし高齢化はどんどん進んでいく。その中でここに住んでいる人たちが暮らしやすいまちをつくっていくためにはどうしたらいいのか。

そうしますと、それぞれの市町村ができるだけ力を持って、そして権限を、今国が持っている、県が持っている権限をできるだけいただいて、自分たちのまちづくりを自分たちの権限でやっていく世界ができないと、都市の魅力が私はなくなるんじゃないかなと。そういう意味合いで、私は合併して政令指定都市を目指すんだと。

そして2年前にこの合併協議会が始まったときに、第2回に議論が起こっております。しかし私はそんなことはないよと怒られるかもしれませんが、それ以降、この政令指定都市に向けた動きというのは、両市長さんが自治省へ行ってお願いしてきた、あるいは県知事さんが発言した、それ以外に両市の市議会の皆さん、あるいは経済界の皆さんが、一致団結して自治省へ行ったり、そういう動きがあったりして、市民運動が起こってれば、私はなるほどなと。こういうお話はくどくど申しません。

しかし、こここのところで切られてしまうと、また2年間、棚上げになったまま終わっちゃうんじゃないですか。今までの2年間と同じように、政令指定都市に向けた動きが起こらないんじゃないだろうかとという心配があるものですから、くどくどとその政令指定都市にこだわるわけでございます。ですから、私自身の考え方を述べさせていただくならば、合併して政令指定都市を目指すという大きな骨をつくっていただく。そのために私たちは今から何をするかということを論じていけばいいのではないかとこのように思うわけです。以上です。

議長 大分ご意見が出ましたのでそろそろ。

青島委員 いろいろたくさん御意見が出ましたけれども、今、議長にかわりましてまとめようと思っていたんですけども、それ冗談はさておきまして、先ほど片平委員がおっしゃいました、市民の意見を聞きながら我々これを進めていきたいというような意見には、私はちょっとうなずきかねる。ということは、我々は住民発議が出て、両市がそれを受けて、委員に任命されて、責任を持ってこれをしている。我々のしたことを市民の方に

御説明をし、納得していただくとか、あるいは御意見をいただくということなら、話はわかるんですが、市民の意見を聞いてから我々が何かするんだったら、我々はこちらにいる必要がないんじゃないかというぐらいに思います。

そこで議長さん、もうここまでできましたならば、大体皆さんおっしゃることわかっているわけですから、話の内容は。会議を進めていただきまして、やはり合併の方式から入っていただいて、そして合併期日の問題なんかも、これはやはり建設計画が立てられないんですから、そこをよく御理解いただきまして、ぜひ会議を進めていただきたいと思います。

議長 会議の進め方などについてということですか。

望月厚司委員（清水市議会議員） 清水の望月ですけれども、政令指定都市問題につきまして、清水から何人かの皆さん方からありました。この問題をそのまま放っておくというわけには、私はいかないだろう。これだけの多くの皆さん方が、政令都市問題について議論させていただいたわけでありまして。また、政令指定都市即合併ということじゃなくして、やっぱりホップ・ステップ・ジャンプの世界の中に政令指定都市論がある。そのときにステップをするならば、ステップの中で政令指定都市がある程度見えるというようなことの議論をもう少ししようじゃないか。

ただ単に政令指定都市を見据えてというだけで、この合併協議会の中の議論が終わっていいだろうかというような気持ちを込めて、今清水側から多くの委員さんから意見が出たわけでありまして、ぜひこの政令指定都市論について、静岡、清水が合併したときに、ジャンプの世界の政令指定都市の部分がもう少し見えて、市民にも、こういうように進めば政令指定都市に進めるんだということが示せるようなことを含めて、やっぱり議論をすべきだというようなこともありますので、ただただそのまま進めばいいということではなくして、ぜひその辺のまとめ方を議長の方でやっていただければというように思います。

風間重樹委員（清水市議会議員） 清水の風間と申します。今政令市の問題が、かなりホットに議論されているんですけれども、そもそも合併協議会というのは、静岡市と清水市の両市が合併して、この2市の合併によって、どれだけ発展の可能性があるかということも議論していく場だというふうに考えています。

今政令市の話がいろいろあったんですけれども、政令市問題を議論する上に当たって、やっぱり4つの項目があると思うんですね。1つは、人口要件の緩和をしていただくということ。あるいは、第2政令市みたいな形でもって、制度をつくってもらったり、もう1つは、近隣の市町村にお声がけしていく方法。最後に、この静岡両市によって、なるべく合併、政令市に近づけていくという方法があると思うんですけれども、上の3つというのは、やっぱり国の法律の問題だとか、他の市町村の問題なんかが絡んでくると思うんですよ。

そういうことを考えますと、この合併協議会において政令市の問題をより具体的に掘り下げていくというのは、いずれにせよ限界が出てくるのではないのかなというふうに思っています。結果的に、この合併協議会において政令市の話をしてはいけないということでは

はないんですけれども、もしもその政令市の問題を議論する上においても、この合併協議会とは別の段階でしていくことが、最もスムーズに進む方法ではないのかなというふうに思います。

それから、あとスケジュールの問題なんですけれども、やはり合併の方式と期日については、より具体的な議論を進める上においては大前提となるものなので、これはやっぱり速やかに着手していくことが、やはり市民の要望にこたえていくことではないのかなというふうに思います。以上です。

議長 いろいろ皆さんに御意見をいただきましたが、少し進め方についてまとめさせていただきたいと思います。

本日、政令指定都市問題について、いろいろ委員さんからさまざまな御意見がございました。これは1期の協議のときも議論になったことでございまして、グランドデザインの策定のときも、政令指定都市を目指すという考え方については、これは合意に達しているというふうなことであろうと、このように思います。しかし、その目指し方、より具体的にそれをもっと身近なものとか、あるいは前提条件とするかどうかというところら辺が、きょうの御意見のような気がいたしております。

そういう上で、この政令指定都市問題というものをもう一度、どういうふうに取り組むかということの御議論をいただくということはいたかくとして、しかしだからといって、この政令指定都市問題の議論をしなければ、ここで合併協議会を進めないとか、一切の議論をしないということでもないように感じました。したがって、第2期協議項目の協議手順とか、このスケジュールなどについては、提案のあったようなことに定めさせていただいて、協議を進めていくと。

その上で、この政令指定都市問題について、この協議会としてどのように取り組むのかということについて、別に改めてこの政令指定都市問題について、もう少し具体的に皆さんに御検討をいただく機会をつくるというふうなことにさせていただいたらというふうに思っています。もしできればきょうでもというふうに思いますが、したがって第2期協議項目と協議手順などについては、提案をいたしましたようなこの考え方でよろしいかどうか。

それから、さっき石津委員さんなどから、よりもっと具体的なフローチャートというふうなお話もありましたが、この合併協議の進め方について、なかなかフローチャートをつくって、きょう合併の方式をやる、この次に期日を決める、この次に新市の名称を決めるなんていうふうに、すいすいすいというふうに、スケジュールがなかなかこれづくりにくいと。事務局でも、これつくるときに大分考えたんですが、うまく進めばすいすいすいといくかもしれない。しかし、かなり議論になると、2回3回にまたがって議論が進むこともある。

そういったようなことから1年をくくって、この中で議論を進めていく。決してこれは先延ばしするとか、あるいは思い切ってやっちゃうとか、こういった意図を持つものでは

ありませんが、なかなか定めにくいということで、こういったようなことになったというふうに思います。したがって、これは皆さん方の御協力によっては、より早くなる、より現実的になるというふうなことを頭に置いて、大くりのスケジュール案というふうなことで、御理解をいただけたらというふうに思っています。

それから、片平さんの意見にありましたようなことですが、市民の意向把握とか啓発というふうなことがございました。それから佐野委員さんからも、いろいろなお話がありましたが、今回我々が議論する合併の方式や合併の期日など、1つ1つを議論すれば、これは即市民の非常に関心を高める材料になります。そういったようなことで、節目節目というか、期日、あるいは方式というふうなことが決まれば、それについて市民に提示をしたり、御意見を聞いていくということが出てまいりますから、全体としてまとまらなきゃ何もできないということじゃなくて、その都度その都度、市民の意向把握というふうなこともやりながら、協議を我々が進めていくというふうなことになっていくのではないかと、このように思います。

したがって、まず第1として、この第2期協議項目と協議手順、協議スケジュールなどについて、一応このような案に定めさせていただいて、もちろんこれはこれをすることによって、最初の問題提起にもありますが、協議の進行によっては、これを繰り上げるとか、繰り下げるとか、いろんなことは皆さんの協議の進行いかぬというふうなことにもなりますが、原則的には大体こんな考え方で進めさせていただくということで、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それではそのようにさせていただきたいと思います。

それではここで10分間ほど休憩をいたします。

合併方式による影響

議長 それでは休憩前に引き続いて、御協議をお願いしたいと思います。

先ほど皆さん方に御確認をいただいた協議項目、協議手順に従って、協議を進めてまいりたいと思いますが、提言の中でいろいろありました政令指定都市問題については、どのようにこれに対して取り組むかということを含めて、次回の協議会に事務局としての案なども提案させていただいて、皆さんと一緒に、また検討をお願いしたいと思っております。

本日は、したがって基本項目の協議にこれから入ってまいりたいというふうに思います。基本項目の協議につきましては、合併の方式、合併の期日、新市の名称、事務所の位置、財産及び公の施設の取り扱いというふうなことになります。これをこのままの順序でよろしいかどうかというふうなことをございます。先ほど織田委員は期日を先に決めたらどうだと、こういうふうなことがございましたが、この点については私としてはこの順序でというふうに思っております、本日は皆さん方には合併の方式から入っていただこうと、このように思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでは、まず合併の方式について協議に入らせていただきます。

皆さんに御意見をいただく前に、事務局から、方式等によるいろいろな違いとか、そういったことについて、説明をまず求めたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、合併の方式によります影響につきまして、御説明申し上げます。資料ですけれども、8ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど青木委員の方からも、これは条文どおりでないというお話がございましたけれども、条文どおりですと、なかなかわかりにくいということがございまして、わかりやすく表現してありますので、その点はまた御理解をお願いいたしたいと思います。

まず、合併の定義についてでございますけれども、市町村の合併は、地方自治法第7条に規定いたします廃置分合に含まれる概念でございます。さらに、この合併特例法第2条第1項では、「2つ以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されております。すなわち、この市町村の廃置分合のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少するものを市町村の合併といっております。

市町村の合併は、その形態により、新設合併、いわゆる対等合併と編入合併、いわゆるこれは吸収合併、この2つに分けることができます。新設合併はごらんのとおり、2以上の市町村を廃して、その区域をもって新たに市町村を置くことで、それから新設合併では、静岡市、清水市の法人格はすべて同時に消滅いたしまして、新たな法人格の発生が伴います。編入合併は、編入する市の法人格には、何ら影響はありませんが、編入される市の法人格は、合併と同時に消滅することになります。

このように新設合併と編入合併とでは、自治体の法人格に基本的な相違点がございまして、このため以下に述べるような違いが生じてまいります。

まず、市長の身分につきましては、新設合併では、両市の市長はその身分を失い、新たな市長を選ぶために、新市設置の日から50日以内に設置選挙を実施することになります。

編入合併の場合ですと、編入する市の市長の身分に変更はなく、編入される市の市長は、その身分を失うことになります。

次に、新市の名称でございますが、新設合併の場合は、新たな市の名称を決める必要があります。最近の例といたしましては、茨城県の勝田市と那珂湊市のひたちなか市、秋川市と五日市町のある野市などが挙げられ、全く新しい市名を挙げる場合が多く見受けられます。また編入合併の場合には、編入する市の名称を、そのまま新市の名称とすることになります。

次に、事務局の位置につきましては、当然の配慮といたしまして、自治法上、事務局の位置を定める基準として、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならない旨の規定、事務局の位置を定め

る条例を制定しようとするときには、新市の議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要との規定がございます。これは第2条第4項第3項になります。こうしたことを配慮しつつ、新設合併では、事務所の位置を新たに定めることが通例でございまして、編入関係では通常、編入する市の事務所となります。

次に、特例項目についてでございます。議会の議員の定数及び在任の特例に関する取り扱いであります。市議会の議員定数は、自治法におきまして、人口を基準に定められております。仮に合併が行われた場合は、基本的にこの原則に基づいて、新市の人口を基準として定数を置き、算定いたしまして、そして定められることとなります。

また、議員の身分につきましては、まず原則といたしまして、新設合併では市長と同じく、合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新市設置の日から50日以内の設置選挙により、新たな議員が選任されることとなります。編入合併は、編入する市の議員の身分に変更はございませんが、編入される市の議員は、その身分を失うこととなります。しかしながら、議会の議員の身分に関するこのような取り扱いは現実的でないために、合併特例法第6条、第7条で、合併関係市町村の協議によりまして、議員定数や在任についての特例措置をとることができることになっております。

この特例を適用した場合、新設合併では、設置選挙におきまして、法定数の2倍まで認められる新設合併の特限定数により議員を選出する定数特例、そして合併市町村の議員は、そのまま最長2年間在任することができる在任特例、このいずれかによることが認められ、編入合併の場合ですと、新市設置の日から50日以内の増員選挙、及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併特限定数、これは増加分は編入される区域に配分されます。そしてまた、編入される市の議員が、編入する市の議会の議員の残任期間だけ在任いたします在任特例と、次の一般選挙における編入関係特限定数などがございます。

次に、農業委員会の委員の定数取り扱いでありますけれども、原則といたしまして、新設合併の場合には、市会議員と同様に、合併と同時にすべての農業委員がその身分を失い、編入合併の場合は、編入する市の委員の身分に変更はなく、編入される市の委員は、その身分を失うこととなりますが、議会の議員の場合と同様に、特例措置が認められております。

合併新市が1つの農業委員会を置くとした場合、新設合併の場合は、両市の農業委員は80人を超えず、10人を下らない範囲で、1年を超えない期間在任できるものとされ、編入合併の場合には、編入される市の委員は40人までの範囲で、編入する市の委員の残任期間、在任できるものとされております。

次に、一般職の職員につきましては、新設合併の場合には、静岡、清水両市の法人格が消滅することによりまして、その身分を失うこととなりますが、合併特例法第9条第1項の規定により、全員新市に身分が引き継がれることとなり、編入合併の場合には、編入する市の職員の身分に変更はなく、編入される市の職員は、その身分を失うこととなりますが、合併特例法の規定によりまして、全員新市に身分が引き継がれることとなります。

9 ページに移りますけれども、特別職の職員につきましては、新設合併の場合は、静岡、清水両市の法人格が消滅することによりまして、市長、助役、収入役、各種委員会委員、各種審議会委員等の特別職の職員は、すべてその身分を失い、新市において新たに選任されることとなります。しかしながら、教育委員会とか選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会などにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令等の個別法の規定によりまして、新市の市長の選任を待たずに、合併時に特別選任手続をするものと定められております。また、編入合併の場合は、編入する市の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市の特別職の職員は、すべてその身分を失うことになるものとされております。

条例とか規則等につきましては、新設合併の場合には、これまで制定された条例、規則すべてが失効し、新たに定めることとなります。編入合併の場合、編入される市の条例、規則は原則として失効し、編入する市の条例、規則が適用されることとなります。

それから、新市の建設計画につきましては、新市の建設の基本方針の中で、新設合併の場合は、新市が将来進むべき方向、行財政運営の基本的事項等が、また編入合併の場合は、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割、位置づけ等を定めるものでございます。

以上、合併の方式によります影響等につきまして、主なものについて御説明申し上げさせていただきます。

合併方式の協議(1)

議長 いよいよ具体的な協議をお願いすることになりますが、ただいま事務局から説明がありましたように、合併の方式を御協議いただくわけですが、これによりまして、これから検討していく多くの項目に、当然影響が及んでくるわけでございます。そこで合併というものを多面的な角度から注視し、皆様方の闊達な御意見をいただきたいと思っております。御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 方式について、私個人の考え方と、それからこの問題につきましては、清水商工会議所はつい先週、専門の部会を開きまして、一応機関決定をしておりますので、その御報告をさせていただきたいと思っております。

まず最初にちょっと申し上げたいのは、今合併の方式による影響についてのお話でしたが、これは対等合併であっても、編入合併であっても、基本的には原則でございまして、必ずしもこのとおりでなくてはならないということではございませんということ、一応御承知おきいただきたいと思っております。

実は、私自身は清水の委員でございしますが、これはもう清水の委員の皆さんには一度申し上げたことがございますが、清水側は対等合併ではなくて、編入を考えるべきではないか。つまり清水側が静岡に編入されるという可能性も、考えるべきではないかということ、一度申し上げました。

その理由と申しますのは、清水が考えていますのは、第 14 回の当協議会でも私が申し上げましたが、清水の皆さんが最終目標にしておられるのは、先ほどのお話にもありましたように、県庁所在地になることのみならず、最終的には政令指定都市になるということが目標でございます。そのときに、今例えば静岡市と清水が合併するときに、そもそも清水側の発議でできた協議会で、清水側が対等合併を要求し、その後合併になった後に、周辺都市の皆さんとお話しして、政令指定都市になるための人口要件を満たしていただくために、合併していただくことを要求するときに、自分たちだけ対等合併しておいて、周辺の都市の皆さんには編入してくださいという論理が、果たして成り立つだろうかというふうに私は考えました。

こういう問題は、本来感情的に決めてはいけない問題だと思いますが、合併の問題というのは、行き着くところは相当感情論で支配される面が多いというふうに考えます。したがって、清水側としては、単に対等の問題のみならず、編入という問題を考えないと、結果的に清水が求めている最終目標には至らない可能性もあるのではないかとこのように考えました。

そのために、この問題を他の委員の皆さんにもお話しいたしましたし、清水の商工会議所内でも討議いたしました。いってみれば、このままの状態では清水側が対等合併を要求し、その結果、他都市の皆さんにお願いを申し上げたときに、おれたちは編入ではいやだよ、あなたたちは対等でやったんだから、我々も対等にしてくれといったときに、果たして成り立つだろうかというふうに考えた場合、そもそも発議をした人間がある程度の自己犠牲を払わなければ、こういう問題は成立しないのではないかとこのように私自身は考えました。したがって、このままの状態では単に対等合併を要求することは、清水の抱えている自己矛盾になりかねないのではないかとこののが私の主張で、清水の商工会議所内の専門部会でも、そういうお話を申し上げました。

専門部会の中では、皆さんの御意見では、村上の言うことはよくわかるとおっしゃってくださるんですが、しかしながら今の説明を清水の皆さんに申し上げて、果たして市民の皆さんが御納得いただけるだろうかという、それはまず無理であろうという結論になります。報道の、なかなかその厳正さというのが、現実に我々が過去 2 年間こういう協議会をやってきてましても、今の意図がどの程度、本当に市民の皆さんにお酌み取りいただけるかというのは、多分非常に難しい問題で、やはり対等でやっていかざるを得ないのではないかとこののが、商工会議所の機関決定でございます。

ただし、ということで、そこで実は政令指定都市の問題が絡まってくるのですが、清水が抱えている、そういういってみれば自己矛盾のようなものを解決するために、政令指定都市化を目指すという、その大目標をあくまで実現するために、当協議会で政令指定都市の問題を論ずるのは、協議会の目的には沿わない問題ですけれども、しかし行政レベルで、当協議会の進捗と同時に、この問題を周辺都市の皆さんに御理解いただいて、でき得れば合併ができ得たときに、間を置かないで一緒になっていただくような努力を払うべきでは

ないかというふうに考えました。いわばその過程の中で清水の置かれている立場を御説明できるのではないかというのが、清水商工会議所の結論の出し方でございます。

ということで、結論から申しますと、私は2つあります。清水商工会議所としては、対等合併を望ましいというふうに1つは考えます。もう1つは、政令指定都市の問題について、当協議会で論ずるのはふさわしいとは言えないが、行政レベルで、公式でも非公式でも結構ですから、周辺都市の御理解をいただくために、別次元で行動を起こすということをしていただきたい。それには、静岡、清水の両協議会委員とも、この問題についてはサポートする責任があるというふうにお考えいただければ、大変ありがたいというふうに思っています。以上です。

望月委員 清水の望月ですけれども、今、村上委員の方から、編入合併等も含めての意見がありましたが、清水側の発議でこの合併協議会が成り立った、清水側から出したんだからという中での編入という認識と、我々議会が最終的にこれをまとめ上げる中で、清水のJCを中心とする市民の皆さん方が、清水と静岡が仮に合併した場合にはどんなまちができるだろうか、合併の可否も含めて議論してほしい、そういう提案について、我々は清水市議会として御確認をさせていただいたわけです。あくまでも合併を選択肢の1つとして考えて、この合併問題に取り組んでいるということも、我々清水市議会の中での議決事項の中では、そうした形でさせていただいたということ、清水市議会として発表させていただきたい。

そうしないと、やはりいつまでもこの部分が最後まで尾を引くというふうに思っていますので、我々はぜひ、いいまちづくりの選択肢として、清水、静岡合併問題をとらえている。そういう方向の中で答えが出ないだろうか。そんな気持ちでとらえております。あくまで発議をしたから、頭を下げてというような考えでないこともぜひ御理解を、我々市議会としてはそういう考えを持っていることも、承知をしていただきたいというふうに思います。

井上恒弥委員（静岡市議会議員） 静岡の井上です。今、清水のお二方の御意見聞かせてもらいましたが、静岡は静岡のまた考えがございますので申し上げます。

今事務局の方から8ページ、9ページの御説明がございました。これをそのまま今のお話を受け取っていきますと、編入の方がよっぽど事務手続等、もろもろいろいろ簡単のように見えます。しかし、その辺も私もいろいろ話し合いをした中、今度は6ページ、7ページを見てもらいますとわかりますが、やはりどこの市も非常に苦勞なさって合併をしております。1つだけ、平成3年の北上市が、ここが5万8,000であります、和賀町と江釣子村、私もよく行く場所なんです、本当にまちが接しているところ、ここは新設でどういうわけかやっております。ほかのところはほとんど市と村とか、町と村、そういうのは編入ですが、市同士のところ、それはみんな新設でやっております。この辺はお互い譲り合って一緒になろうという目的を持って、多分新設の方向へ向かったんじゃないかなと思っております。

回りくどくなりましたけれども、私の考えはそういう思いを持ちまして、対等で一緒に
なるべきかなと考えております。特に9ページの最後には、新市の建設計画を、どうい
うまちを、どういう市を目指すんだということで、両市の中でつくらないといけない、この
ことをうたっている以上、もう対等しかないと、こんなふうに考えております。以上です。

議長 ただいまの御意見以外に何かございますか。村上委員さんの御意見は、かなり高
度な将来を考えた、いろいろな要素を含んでいたように思いますけれども、方向は方向と
いうことですから。

岩ヶ谷委員 ただいま井上議員の方から、るる細かく話がありました。私も聞かせてい
ただいて、お互いに話をし合ったわけではございません。ただ、初めてここで聞いたわけ
でございますけれども、私たち公明党も、静岡市議会の中で論議をしまして、結論はある
程度腹の中で持っておりますけれども、きょうは私個人として話をさせていただきます。

私たちも、本来は清水の方から住民発議が出て、それで皆さんと共に協議会もそう
すけれども、タウンミーティングも進めてこさせていただきました。そういう中でもって、
これからの進むべき道というのは、お互いに努力し合って、そしてまた協力する部分は協
力しなければならないということを、よく私たちはそういう場でもって考えてまいりまし
た。

それで、いよいよきょうこういうことでもって、結論を出していくというようなこと
になりますと、私たちはさっき話になったこととダブリますけれども、私は自分個人として、
清水がどうのこうの、また静岡がどうのこうのということは立場をさておいて、やはり静
岡が清水の皆さん方、市民の方々との何をもとにしたら協力が得られるのかということが、
一番大事だというふうに思います。

静岡だけがそのまま編入で来いや、清水の衆はどうだというふうに話になれば、清水の
方々は、何で我々がそれだけ譲らなきゃならないのかというふうな話になるでしょうし、
またこれは嫁さんをもらうときに、自分の家へだれかが来るときに、あんたの姿がこれじ
ゃまずいよというふうになれば、けんかにもなるでしょうし、やはりそのときには少しぐ
らい、こういう悪いところがあったって、また少しぐらい意が沿わなくても、私たちが方
としてはそれなりにお互いに協力しようよという話になるわけです。

ですから、まずこのところについては、お互いの立場を尊重し合いながら、そして新
しい都市を目指して、対等合併でいくのがよろしかろうというふうに、私自身は思ってお
ります。以上です。

青木委員 対等合併であるか、編入合併であるかということなんですが、先にちょっと
先走って申しわけありませんでした。私も清水市の自由民主党会派は、以前この問題に
ついては随分議論を重ねてまいりました。そうした中で私が言うまでもなく、先日9月1
日付けで静岡新聞社の方で報道されてしまいまして、きょう発言するのは、もうしなくて
もいいかなくらい、事細かに一面で伝えられてあります。

それはそれとして、対等合併でなぜ進むのかということなんですけれども、私は市民感

情を大事にしようということで、私なりに個人としての意見を、中でも話し合いを進めました。と申すのは、清水市の市民の皆さん多くは、人口の多い静岡市に吸収されてしまうという懸念が非常に強いです。それをやっぱり払拭していかないと、清水の市民感情というのは、なかなか前向きの方へ進まないじゃないかなという気がしたわけでございます。

お嫁さんをとるなのか、お婿さんをとるのかという議論にもなりかねないと思うんですけど、静岡市側の委員の皆さんからも、清水市のことを十分考えた末の対等合併が望ましいであろうという御意見もいただいて、非常にありがたかったですけど、やはりこれはお互いが言い分を言い合えば、きりが私はないと思っております。

個人的に考えれば、私どもは正直なところ、この合併そのものが両市の発展の可能性を最優先するというのを打ち出してありますから、それだったら発展の可能性のある清水市へ静岡を吸収してしまった方がいいじゃないかと、中では出しておりますけれども、こういった席では控えさせてもらいます。そんなことを考えて、やはり対等合併ということで、ぜひ進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

石津委員 望月委員の方からは、清水市議会はこうであると、あるいは井上委員の方からは、静岡側としてはというふうな話であります。何か1つにまとまって、清水対静岡みたいな形になっておりますけれども、決してそうでなくて、いろんな意見があるのは確かなんです。

実際に客観的に市民感情というのを抜きにして、市民生活、両市の市民の生活はどうか。あるいは合併するについての経費だとか、それから一番初めに言われていた行政改革の一環としてとらえると。そういうふうな客観的な見方をすれば、私は編入の方が一番まともというか、編入の方が一番経費もかからない、行革も進む、あるいは市民生活も変わらないというふうに考えております。ただし、それにつきましては、やはり市民が決めるというふうな形でいえば、市民感情というのは決して無視はできないし、そのところが気持ちのところが一番大きいのかなということも理解しております。

というのは、編入されるということで何がかわるかといったときに、市民は静岡市になっちゃうと、清水市という名前が消えるということが一番大きいんじゃないかと。その部分が市民感情というか、その部分で何か吸収されちゃうということでとらえられている方が、非常に多いというふうに思います。その辺をどういうふうな形で扱うのかによっても、編入であるか、対等であるかということも変わってくると思うんです。そういった意味では、その辺が解決できれば、私個人としては編入合併の方が望ましいと思っております。

実際に過去の例で私が聞いている範囲、あるいは行ってみた感じの中で、対等合併というのは、10年も、20年も、30年もずうっと引きずっちゃうわけです。旧何とか市、あるいは旧何とか町という中で、例えば公共施設についても、旧何とか市側がこれをつくったから、逆にこっちにも同じ施設をつくる、あるいはそういうのが経済的な面からうまくいかない場合には、ちょうど境のところ公共の施設をつくるということになると、交通の

便も何もかも非常に便が悪いところに、非常に立派な公共施設をつくと、そういうのを現実に見てきております。そういった面もいろいろ含めながら、ただ市民感情の部分だけで合併の方式を決定していくことについて、非常に疑念を持っていることだけ、意見として言うておきます。

風間委員 今、新設合併か編入合併の話はずっと聞いてきたわけなんですけれども、先ほどもお話にありましたけれども、この合併問題というのは、1つ歴史的な課題であるということ。それから、もとをたどっていきますと40年の間、出てきたり、また静かになってしまったりという、そんな経過はずっとしてきたと。そういう状況の中で、あえてやっぱり公的な見解を出すべき時期にきているのではないかということで、住民発議が起きたわけなんですけれども、その過去の歴史というものの上に乗って、今この合併協議会があるということ。その歴史というものは、まさしく都市としての感情の問題というものが、プライドの問題というものも、やはり絶対にあったのではないのかなというふうに思うんですね。

これが例えば人口5万とか2万とか、そういう都市の合併であるならば、もう少し違った方向に行くかもしれませんけれども、あくまでも清水市も人口23万を数える都市である以上は、やはりこれは対等にお話をさせていただいて、両市の発展の可能性を煮詰めていただくというのが、これは最もスタンダードなやり方ではないのかなというふうに感じています。

それから、先ほど村上委員の方から、近隣市町村の今後の合併の可能性についての話がありましたけれども、多分政令市をにらんだ近隣市町村の合併の問題の際には、またその段階において、合併協議会が当然設置されるわけであって、それはやはりその市町村を含めた判断に任せざるを得ないということで、現在においてそこまで言及していくのは、ちょっと無理があるのではないのかなと思います。ですから、あくまでも目の前に見えているものを対象として、両市の歴史的な経緯とか、そういうものを踏まえて、現段階においては手を携えて、両市の発展的な可能性を探っていくということで、対等でお話を進めていただきたいなというふうに思っております。

織田委員 過日、青年会議所内で部会を設けまして、議論をさせていただきました。正直なところ、その合併の方式の差というものが出てないものですから、判断しにくいという状況が、個々の意見でございました。で、これを今からやりますと、また時間的にもおくれてきてしまいますので、どうかと思えますけれども、意見の中には、合併の方式の差によって、どれほどの財源の差が出てくるのか。または、その財源をどういうふうに使おうという行政サービスの差が出てくるのかということが、やはり重要だろうということで、この辺は建設計画に当然盛り込まれてくることだというふうに思います。

今後この合併方式をきょう決めて、いろいろな建設計画に入っていくわけなんですけれども、先ほども言いました、新市建設計画のこの冊子をつくる上で、もちろん対等であるとやりやすい行政サービスと、そうでなくて編入の方がやりやすい、効率化が図れるというよう

なものも、出てこようかというふうにも思うんですが、その段階でもう1回、じゃ対等で決めていて、編入に戻しましょうということも何でしょうから、とりあえずその差につきましては、建設計画の中で明らかにされるだろうということなので、現段階でそれを出してくれといっても、なかなか難しいことだというふうに思います。

当初、合併協議会が始まったばかりに、財政フレーム等をつくりましたけれども、その財政フレームで、合併による増加財源、追加財政支出額、投資額ですね、これをどこに使っていくんだという部分の議論が、恐らく編入合併の方が経費は少なくて済むだろうということは、容易に判断ができると思います。がしかし、その議論の中では、やはり感情論を抜きには判断できないだろうということと、先ほど風間委員の方からもございましたけれども、やはりこれだけの大きな都市が合併を前提にといいますか、その合併をするためには、どういうまちをつくったら合併できるだろうかという、仮定の今合併協議会をやっているわけですから、対等であるべきだという個人的な意見の方が多かったように思います。

で、私の意見ですが、経費だとか、効率化だとかいうことだけを挙げていては、やっぱりこの合併論というのはなかなか進まないというふうに思います。両市が合わさって、1足す1が2ではなくて、1足す1が3である効果をねらっていこうと、そういうものを期待をして、合併議論を進めているんだらうというふうに思いますので、そんなことを期待して、対等の立場でいいまちをつくっていこうという議論が好ましいというふうに思いますので、対等の方式を選択させていただきたいというふうに思います。

合併方式の協議(2)

佐野委員 この第15回の協議会が始まる前に、私どものところに、この資料の7ページにあります95年の9月1日に合併をいたしました鹿嶋市、ここが編入という方式をとりました。それから同じ日にあきる野市、先ほども御報告がありましたけれども、ここが新設という形をとって合併をされたわけですけれども、この2つの市の協定書と新市建設計画、これが配付をされました。きょう傍聴にお見えになっている皆さんには、これが配付をされてないということなのですけれども、できればこういうものは、ぜひ配付をされる方がよろしいのではないかと思いますので、今後資料が多くなるケースがあるかもしれませんけれども、ぜひ傍聴の方にも、この資料を配付していただきたいというふうに思います。

その上で、私この資料を大変興味深く拝見をいたしました。といいますのは、95年といたしますと、もう大分バブル崩壊から4、5年経過しておりますので、かなり厳しい新市建設計画というのを、両市ともに立てられたというふうに思うのですけれども、ちょうどこの新市建設計画が、あきる野市は96年から2000年までの5年間、それから鹿嶋市が95年から2000年までの6年間、こういう計画で、今年度が最終年に当たるわけですので、実際に計画と実態、実勢とはどんなふうになっているのかなというふうに思いまして、2000

年のいろんな資料を両市から送っていただきました。そしてこの財政計画に載っております新市建設計画の中の一番最後のページにあります、それぞれ歳入歳出の財政計画が各年度ごとに数字で示してありますけれども、それを全部つき合わせてみました。

実際には、私を感じましたのは、新設といえ、編入といえ、実態、わずか5年なんですからけれども、随分現実には厳しいものがあるし、乖離があるなということを感じました。それは4つほどのファクターでいいますと、1つは例えば人口なんですからけれども、これは新市建設計画の中に、あきる野市はこの合併の当時に7万1,940人だったんですけれども、5年後には9万人を想定されております。つまり125%、1.25倍に人口はふえるというふうに想定しているんですけれども、実際には7万8,341人、ふえたのはわずか8.9%です。

1割もいっていないというのが現実です。世帯も無論そうなんです。鹿嶋市もそうなんですけれども、やはり実際には120%以上の人口増を計画していたんですけれども、6.4%が実態です。

わずか5年間、6年間でこういう数字があらわれておりますし、あるいは、例えば予算という点でもそうです。あきる野市が、予算は歳入の面では97.8%なんですけれども、これはなぜかといいますと、この中に60億円の市庁舎の建設で借金が入っているからなんです。これを除きますと、非常に厳しい歳入状況。鹿嶋市の方は歳入は75%です、計画した金額の。そして税金はもっと厳しいです。地方税については、あきる野市が10%減、鹿嶋市は76.7%というのが実際です。

実際には職員数、これもお伺いをしてみました。で、これがよく合併の効果で言われるんですね。行革効果と言われるものかもしれませんけれども、この数字をどんなふうに見たらいいのかなと思いましたが、あきる野市が、この合併をいたしました95年が職員数602人です。現在19人減って583人、これが非常に効果があったと見るのかどうなのか。やっぱり市民のサービスを低下させないためには、ある程度の職員数は必要なんだ、そんな急激には減らせないんだというふうに理解した方がいいのか。あるいはそれに従いまして、職員当たりの人口数というのも計算してみましたけれども、なかなか厳しいものだということにも思っております。

そういう中で、実際にはこの両市の編入、対等なのですけれども、実際には合併の方式に起因するだけでもないだろうということもよくわかりました。つまり対等といっても、中身を見ますと、あきる野市さんは対等、新設合併なんですけれども、内容を見ましたら、ほとんどが秋川市の例による、基本的には秋川市の例によるというふうになっておりまして、わずか五日市町のものを使ったのは、敬老会と敬老金支給事業と保育料だけでした。

こういう経過になっておりまして、この限りなく編入に近い形であっても対等合併、新設合併と呼ぶのかなというふうに思いまして、実際には対等合併といっても随分幅がありまして、皆さんが今対等、編入という言葉で言っていられっしゃいますけれども、多分イメージしている対等の中身は、随分違うのではないのかなという感じも、私はしております。

それと、ことし2000年の3月議会のときに、両市長は市政方針というのをやっている

んですけれども、そのときに実際には合併で展望が開かれたというふうな余りあいさつをしていないんですね。ということで、これもまた5年経過をして、新市建設計画の最終年になっても、現実というのはやっぱり厳しいなというのを、先ほど過去の例を織田さんはされましたけれども、今現在、こういう例があるわけですから、私はまちづくりの選択肢という点では、現実的な評価をする材料が、私たちのところにも提案をされましたし、そういうふうな形で進めることは――。

議長 佐野委員さんの御発言は合併そのものについての御意見のように思いますが、方式はどちらでもいいという感じにもとれますが。

佐野委員 方式について今から話をいたします。方式について申し上げますと、前回のときにもそうだったんですけれども、私は清水の皆さんが発言をされている中に、非常に清水らしさというんですか、清水のよさに対するものすごい誇りと愛着というのを痛感しております。

議長 それはみんなあるでしょうね。

佐野委員 個性だとか、特殊性だとか、違いということを大変認め合おうという、そういうふうな姿勢というのを感じずるわけです。そういう点では、これからのまちの生き方というふうな点では、私は清水の皆さんが今特例市としての出発をしようとしている、あるいは第四次総、この中には随分市民参加を入れて、この12月には提言も出てくるようですけれども、そういう生き方をして、私たちは中核市としてこれからも頑張っていきたいし、まちづくりをやっていきたいし、住民自治を実現していきたいというふうに、この静岡で思っております。そういう形の協力をし合っていく道というのが、多くの市民が求めている道だろうというふうに私は思います。以上です。

剣持委員 今回の合併論議、この時期を逃すと、私はもう永遠と言っても言い過ぎではないぐらい、まず静岡の合併の問題は遠ざかってしまう、ないであろうと思っております。

きょう実は清水の村上さん、あるいは清水側の意見、どんな意見が出されるかということをお伺いする中で、村上さんより非常に寛大なお心の発言があったわけですが、また青木さん、あるいは風間さんの方からは、清水のまちの抱える感情論からして、対等で合併をというお話があったわけです。

基本的には私、対等でいいと思います。ただ、一方的に各々の立場を主張すれば、必ずこれは壊れます。したがって、お互いに静岡側は清水側のいろんな考え、生い立ちや経緯や発展の、あるいは清水の特性に思いをいたし、また清水側は静岡市のいろんないいところ、県都として発展してきたこの静岡を見てもらう。そういう中で、私は譲り合いの中から新しい方向を導き出す、それが1つの合併論議だと思います。

そういう意味で、私はすべてを対等、1足す1を2でまた割ったという形でなくて、お互いにそれぞれのいいところを生かしつつ、我慢してもらうところは我慢して、その上で新しいものをつくり上げていくというのが非常に大事ではないか。そういった意味で、私は清水の皆さん方からのいろんな思いの中で、対等で私は、地方分権時代、国と地方も対

等である以上、またランドデザインの中でも、市民と行政を結ぶパートナーシップをつくっていこうと高らかにうたわれておりますので、私はそういった意味で、静岡、清水は対等でいいであろう。細かい問題については、今後建設計画の中でいろいろ基準、あるいは企画とか、いろいろ問題点を話し合っていけばいい、問題は解決すると思っています。

以上です。

村上委員 先ほど佐野さんのお話にちょっと納得できないというより、私は全くお話を聞いていて別の印象を持ったので、ちょっとお話をさせていただきます。

この2つの先進例のお話で、計画どおりにっていないというお話でしたけれども、私は大変立派な数字だと思いました。といいますのは、先ほど例えば7万1,000の人口が、5年たって7万9,000人にしかふえていないと、計画より大分少ないというお話でした。

もう片方の方もふえてはいるけれども、予定どおりではないというお話でした。

平成7年から現在までの状況でいいまして、およそ全国に3,000ある市町村の中で、人口がふえているというのは1割ありません。その中で1割以上人口がふえたというのは、私は大変立派な成績で、むしろ先ほどのような話を佐野さんがなさるでしたら、それでは合併しなければ人口はどうなったのかという、そういう対比する数字なしにこういうお話をなさるのは、大変危険であろうというふうに考えます。一応、それだけ申し上げます。

青島委員 今、対等であるとか、あるいは編入であるとかということで、静岡の議員さんたちも、非常に物分かりのいい、対等でいいじゃないかというような大きな気持ちをお持ちになっていらっしゃるということに、敬意を表するわけですが、先ほどからお話承っていますと、清水の市民の感情がとか、清水の市民感情ということを力説されております。

静岡市民だって感情があるわけでございまして、ですから、これしているのに、何でおまえら対等を受けたんだなんていうことを、それを説明できる今後何かがないと、やはり清水の市民さんばかりが満足して、静岡の市民が泣き寝入りをするというようなことのない、泣き寝入りという言葉もよくありませんかもしれませんが、それに対するいろいろな今後やはり考え方を持って、静岡市民も納得をし、そして、ああよかったね、一緒になれてというようなところへ持っていかなきゃいけないんじゃないかなということを痛切に感じます。今度、議題となつてまいりますいろんな問題について、そういったことを含んでの対等なら、これは私は承知いたしますけれども、その辺をやはり静岡市民にも感情があるということを御理解いただきまして、あれをしていただきたい。

それから、対等、対等とおっしゃっていますけれども、先々やっていくいろいろな手を打っていくやり方、それについて本当によく論議された上で、対等の方が清水市民の幸せなのか、あるいは編入の方がむしろ幸せになるのか。要するに名を捨てて実をとるのか、名をとって実をあれするのかというようなことになるかと思いますが、そんなこともお含みいただいて、やはり静岡市民を代表する我々といたしましては、先ほどから、これは禁句かもしれませんが、清水からの合併協の提案が出てまいりまして、それを受けて、こう

してお話し合いをし、この中部地域の周辺のために、我々としてはこれはやっぱり合併すべきであるというあれの上に立ちながら、いろいろな方策を議論しているということでございますので、今回のこの合併の方式につきましては、私はやはり編入でいった方が、清水市市民は将来幸せになるのかというふうにも思いますけれども、それを言ってますとあれでございますから、その方式についてはとやかく申しませんが、静岡市民にも感情があるということをお理解しておいていただければありがたいと思います。

前田欽吾委員（静岡連合町内会会長） 前田です。一言発言させていただきたいと思えます。合併問題について、この方式について今協議しておるわけですが、法の上からいくと、規模能力の実態に応じた合併を行うということがうたってあるというように聞いております。したがって、対等か編入かについては、両市の規模能力といいますが、そういうことを我々は素人考えながら、いろいろ考えてみたわけですが、人口差においても相当な違いがある。あるいは行政能力についても、中核市であるとか、あるいは今度特例市ですか、そういったようなことがある。財政能力もうんと違うということで、一般的に考えれば、私たち静岡の連合町内会関係では、吸収合併が必定じゃないかなという話は聞いておるわけでございます。

しかし、発議の問題とか、あるいは2つの自治体が合併した暁には、1つの自治体になるということは、これは明らかなことでございます。その合併した1つの自治体において、その能力を発揮するということが、いわゆる合併を前提とした協議で、それを進めていかなければならないと私は思っております。いろいろの問題もあると思えます。今、静岡と清水の境が国道1号線でどこか、みんなはっきり答えられないような状況にあると思えます。あるいは遡って、安倍郡が静岡へ合併し、あるいは吸収され、有度村が清水市へ吸収されて、現在に至っておるわけですが、昔においてそういうようなこともあるということをおひとつ頭に置いていただいて、静岡の議員さんたちがいろいろ考えた結果、対等合併でもいいよという発言をされておりますので、私は連合町内会としてもそういう方法へ追従していくべきであると思っております。以上です。

議長 大変何か広い心でお考えを出されていただいたように思いますが、当初、この協議会を進める上でも、皆さんにもいろいろ御議論願ってきていることではございますが、このような大型の合併というのは、全国的にも例のないことではございます。またそれぞれの市が、それぞれの歴史や文化や伝統を持って、それからまたアイデンティティを持っていると。そういうことにおいて注目も浴びているということもあると思えますが、そういった市が1つの方向を目指すかどうかということではございますので、やっぱり大きな心というか、広い心を持ってお互いに協議をしていくことが必要だろうと、このように思っています。大変今のお考えを感慨深く聞いておりました。

片平委員 皆さんの話を聞いておると、対等合併ということで、非常にありがたいと思っているわけですが、青島さんが先ほど言われました、静岡市民も感情があるんだと、静岡市民への説明をどうしたらいいだろうかと、そのお答えを今お教えい

たします。

私たちは合併協議会を立ち上げたのは、もちろん清水市によってこういった形がつけられてきたわけです。その根底には、今まで口に出してはきませんでしたけれども、将来性のある清水だから、静岡を吸収する中で、ひとつ新しい市をつくっていいんじゃないかという、こういう気持ちが根底にあるわけです。しかし、それを表面に出したら、まとまる話もまとまらなくなると。落ち着くところは、やはり対等合併だろうと、これが要するに本筋じゃないかと。これが清水市の本音でありますので、もし静岡市民の皆さんに聞かれましたら、吸収合併されるところを対等まで持っていったよと、こういうお答えをしていただければありがたいというふうに思います。

議長 方式としてはあり得る話ですけど。

小澤絹子委員（しずおか女性の会会長） 今皆さんのお話を伺っていましたが、この調子だったら、何日やっても話が決まらないんじゃないのかなという感じがしましたので、女性の立場として、清水側とか、静岡側とかの話ではなくて、意見を言わせていただきたいと思います。2つ言わせてください。

まず合併の方式ですけども、女性としては、対等でも編入でも、どちらでもいいと言ったら悪いんですけど、一番気になるところは、経費がどのくらいかかるのかな。どっちをとったら安くいくのかなというふうな考え方なんです。どっちにしても経費がものすごくかかるだろうということは想像ができます。ですから幾らかでも、合併してしまえば、清水も静岡もないわけですから、皆さん本当に1人1人は対等なわけですよ。あの人が清水だ、こっちは静岡だなんていうふうに、いつまでも言っているわけにいきませんので、皆さん対等なんです。どっちで合併しても。ですから、経費の安い方、幾らかでも経費が浮いたら、それは高齢者の方に使うとか、使い道は幾らかでもあると思うんですよ。

ですから、同じ合併だったら安く済む方法、それも1つ頭に入れて考えていただきたいなと思うのと、この調子でいつまでも話ししていたのでは、どうも決まりそうもないので、決まるどころから。ということは、建設計画というのは後から出てくるようですので、対等だったらこの問題はどうなる、編入だったらこの問題はどうなるというのを幾らかやってみて、ではそういうふうにして積み重ねていくことで、自然的にどちらがいいかというのは導き出されてくると思うんですよ。だからそういう考え方もあるんじゃないかなと思いましたので、ちょっと意見を言わせていただきました。以上です。

鈴木委員 今、小澤委員からも話がありましたけれども、私、対等か、編入か、それぞれの思いがあると思いますが、対等でいいと思います。しかし、むだはしないということの確認をして、次の段階に入っていただきたいなというふうに思います。対等合併の場合には、新しい事務所をどこに置くとか、新しい庁舎をどうするか、いろんな問題が新市の建設計画に出てきますけれども、そのときには対等だからどうかということではなくて、まず当面、むだをしないで市民のために合理化をして、新しい建設計画に向かって頑張っていくということの確認をしていただければ対等で結構だと、これが静岡市民の

感情だというふうに思っていますので、お願いをいたします。

石津委員 先ほど私の方で、客観的に見れば編入の方がいいんだというふうなことを言わせていただきました。皆さんの話聞いていると、主に清水側の委員さんの方で、市民感情を考えるとという話がありますけれども、現状の今の合併ということについての市民感情といえば、先ほど言いましたように、名前の問題が一番大きいと思うんです。文化とかそういうものは、別に対等でも編入でも、その地域に根づいたものであるから、それを守っていく分には、何ら変わりはない。という、例えば私が清水の市民だったとした場合に、客観的に見れば、やはり編入される方が望ましいと思います。これは格好つけて言うわけじゃないけども、そういうふうに思っております。

市民感情云々というのは、やはり大切なことなんでしょうけれども、実としては非常に阻害になるんじゃないかと思っております。さっきちょっとこっちの方でも出ておりましたけれども、静岡の方に編入して、名前だけは清水市にすればどうなんだというふうな話もありますけれども、そういった面も含めて、市民感情とは何なのかというのをちょっと考えてみないとだめなんじゃないかな。多分、清水市という名前がなくなる、あるいは静岡市という名前がなくなるという意味での編入、いわゆる吸収ですよ。というのをとらえちゃうと、さっき小澤委員なんか言われた部分もありますけれども、経費あるいは行革の部分での本来的な合併の求めているものとは違う方向にいくんじゃないかなと、若干懸念しております。

議長 この問題についていろいろ御意見をいただいておりますけれども、私は正直申し上げて、やっぱり合併をする気持ちですね、合併に臨む心意気といいますか、そういったようなことが一番あるであろう。どっちがどっちへ吸収とか、あるいは対等でとかということの意味というのは、やっぱり一緒になって、この地域にこういうまちをつくっていかうというふうに考えるか、それともこっちへいらっしゃいというふうな姿勢で臨むかということが、基本的にあるような気がします。そういう意味では、やっぱり清水側の委員さんが言っているのは、どっちかという、一緒になってというふうな気持ちを静岡の人にも持ってもらって、我々もというふうなことが根底にあるような気がいたします。

それから、経費の問題についていろいろ話がありましたが、経費をできるだけ少なくする方向は、これは間違いないと思います。しかし、ここで若干の経費の問題でそのことを、お金で心意気を売るようなことにはならないだろうなというふうに思いますけど、そこら辺がいろいろ議論の分かれるところだろうと、こんなふうに思います。なお意見がありましたらどうぞ。

大体みんないろいろ話がありまして、さっき小澤さんから、こんなことをしていると、いつまでも決まらないということがありましたけれども、大事な問題でもございますが、合併の方式については対等合併と、新設合併ということですか、こういう方向で進もうということ、皆さんの確認をいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

その他

議長 ありがとうございます。それでは一応、合併の方式についてはそのように決定をさせていただきます。

そしてその次に、今度は期日の問題、さらには事務所の位置の問題、こういうことに入って行くわけでございます。また、その辺が定まってまいりませんと、新市の建設計画にも、これ影響を及ぼすような問題になってまいります。期日の決定ということに入るわけですが、きょうは時間も大分残りが少なくなってきましたので、また期日の決定につきましては、いろいろ、例えば両市のそれぞれの議員さんや首長さんの選挙の日程とか、いろんな問題もここにはやっぱり配慮をするべき要素として、絡んでくるように思います。そういった資料なども用意をした上で、あらかじめ皆さんにそういったことを提供して、そして議論ができる状況をつくっておいて、そして次回の一発の冒頭で、その期日の問題なんかについて、やっぱり決めていくと。それを決めないと新市の建設計画も進まない、ということになってまいりますので、そんなことにさせていただくと。

それから事務所の位置などについても、あらかじめ皆さんにお考えおいていただくのは、ランドデザインでは一応東静岡などが想定をされておりますが、その辺のことについて、ある程度議論をしていただければ、新市の建設計画に進んでいくことができる。そうすれば新市の建設計画ということになっていって、部会設置とかいうふうなことになるので、できるだけ次回以降、スムーズな日程のことを頭に置きながら、そして部会設置、そして現実的な建設計画などの検討ができるような、そういった配慮を少ししていかなければいけないのではないかと、このように思っています。

その上で、ちょっと後戻りすることになります。先ほどの政令指定都市の問題についてのことが、この問題の検討とはまた並行するか、1つの別次元でということになるか、こちら辺について、きょう時間が少しありますので、もう一度そのことについて、少し御意見を伺ってと思います。

鈴木委員 時間があるようでしたら、期日まできょう決めていただければ、方式と期日が決まったということになれば、次へのステップがもっと早くなると思いますので、政令指定都市問題をやる時間があるなら、期日に入っていただけますか。

議長 時間がきょう4時までの予定をしまして、なかなかここで期日を決めるところまではちょっと難しいかなというふうに私判断をしましたがけれども、それでさっき申し上げたように、期日が決められるような前提条件となるようないろんな資料を皆さん方のところに提供して、そして次回一発の冒頭で期日を決めていただこうと。そうすれば後の協議が少しスムーズに進むかなというふうに考えたんですけども、いかがでしょうか。

井上委員 もしそういうことでしたら、10月がスケジュールは何も入っていないわけですね。(1)のときに申し上げればよかったんですけども、その辺で何かもう1歩進むような、あるいは皆さんの意見がいろいろ言える場面、何か行事が持たないでしょう

か。

議長 今、井上委員さんから 10 月にもう 1 回やったらどうだと、そういうふうな提案がありましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

(「賛成」と言う者あり)

金子委員 清水市の金子でございます。先ほど申し上げましたように、この合併協議会を住民発議で成立をいたしましたのが、平成 10 年 1 月 28 日でございます。このときに政令指定都市を目指して新市の形成を進めていくと、こういうことを私ども議会では決めております。と同時に、市長の意見書の中にも、政令指定都市化を視野に入れてと、こういうふうにはっきりうたっておりますので、やはりこれは避けて通れないではないかと思っております。これをぜひ議題にさせていただきたく、要望いたします。

議長 ちょっと私の不手際で申しわけありません。政令指定都市問題なんかについての議論を少し時間があるからしてもらおうかと思ったんですが、これは先ほど申し上げましたように、次回に事務局としてこの問題についての検討の方法等を改めて出させていたどうかと、このように思いますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

きょうは残り時間もありませんので、合併の方式の確認までというふうなことにさせていただきます。その他の事項に移らせていただきたいと思います。

それと、今の 10 月にやるかどうかということだけだね。これはどうですか。

(「賛成」と言う者あり)

日程がとれるかどうか。10 月は議会の日程があるから、とれるかどうか。

岩ヶ谷委員 最初私、きょうの進め方の中で、方式と期日くらいまではいきたいよというような話をさせていただいたんですが、あまりにも論議が盛り上がりまして、いろんなところでもってきましたので、私は少なからず大事なことというのは、皆さんでもって論議をしていくことが一番大事だと、皆さんは確認しているわけですね。市民とも相談したい、いろんなことでありますよということですが、もしこれをあえて言うならば、両方の市長が時間がとれるとか、または皆さん委員がよければ、あえて平日でなくても、土曜、日曜であってもいいと思うんですよ。夜でも結構です。ですからやっぱりこれはあけないでやるべきだと思います。以上です。

議長 非常に積極的な御意見がありまして、10 月には市議会を両市とも抱えておりますが、土日ないしは夜間でもというふうな御意見もありました。そのぐらいの気持ちを御理解いただく上で、11 月までの間にもう一度期日などの議論をいただくような日程をとるというふうな御確認だけいただいて、日程をどうするかというのはどうか。日程の方は事務局の方にひとつ任せていただいて、できるだけ皆さん、万障繰り合わせて協力をいただくということで、確認をいただきたいと思います。

それでは次にその他の件に入らせていただきます。前回の合併協議会で村上委員様から、委員報酬辞退の申し出の提案がありました。小嶋静岡市長さんとも相談をいたしましたけれども、合併協以外の各分野での審議会、委員会への影響等もありますし、委員さんへの

報酬の支給は妥当と考えられますので、協議会の会長として結論を出させていただき、村上委員さんの御厚意には感謝をいたしますが、従前どおりというふうなことにさせていただきたいと思います。

また、広報活動等に要する経費等につきましては、両市の一般会計に盛り込まれておりますので、計画的に執行すれば十分かと思ひますし、また節減には努力をしていくということでございます。

それから、大多和委員さんからの発言がございました。新市建設計画の策定におきまます県とのかかわりについてでございますが、合併特例法によりまして、あらかじめ県知事との協議が義務づけられておりますので、協議の進捗に応じ、どのような組織をいつごろ設置するかなどということにつきまして、今後事務局で案を作成し、県にお伺いをしてまいりたいというふうにご考慮しております。その際には大多和委員さん、遠藤委員さんにも御尽力をいただくことになるかと思ひますので、御指導をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

それから、最初ございましたように、きょうの協議事項の確認ということがございましたので、その点について。一応きょう皆さんにいろいろと御議論をいただきましたが、決定事項といたしまして、協議手順、協議スケジュールということについて、ここに案を提示された、一応事務局原案どおりということ、これを前提として進めるということを確認させていただく。

それから、政令都市問題の進め方につきましては、次回事務局で協議をして、案を提示させていただくということにさせていただきます。

それから、基本項目の協議を行ったということで、基本項目につきましては、合併の方式、合併の期日、新市の名称、事務所の位置、財産及び公の施設の取り扱い等を基本項目として、協議をするということでございますが、本日は合併の方式について協議を行い、対等合併にするということを確認いただいた。

それからまた、次回までの間に、なおということで、委員さんの協力をいただいて、休日、夜間等も含めて、11月までの間にもう1回、協議会を行うということを一応事務局で検討させていただいて、案を提示させていただくと、このようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の協議を終わりたいと思ひますが、今後の日程等、事務局からお知らせ等がありましたら、お願いします。

事務局 それでは事務局から次回の開催についてでございますが、ただいまお話がありましたように、10月につきましては、また両市の事務局におきまして調整いたしまして、別途また御連絡をさせていただきます。なお11月につきましては、13日午後1時30分から清水におきまして、ホテルサンルートで開催を予定いたしております。委員の皆様にはお忙しいところ、まことに恐縮でございますが、御予定のほどお願いいたします。以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。